

企業の立地に対する優遇措置のご案内  
～『大津町工場等振興奨励補助金』～

大津町では、平成17年7月から、町内に工場等を新設・増設する企業に対する大津町工場等振興奨励補助金を交付します。

《1》工場等の新設・増設

- 対象：①3,000㎡以上の工場等用地を取得。  
②2億円以上の投下固定資産総額。（土地を除く）  
③10人以上の新規雇用者。  
（研究開発及び情報処理施設については、5人以上）  
（①・②・③すべてに該当すること）

補助対象工場等

- ・製造業・研究開発及び情報処理施設で、工場等の新設及び増設を行うもの。

補助対象経費及び補助金額

【用地取得補助金】

- ・工場等の事業の用に供すると認められた土地（取得後3年以内に建設工事に着手）の取得価格に20/100を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）を1回限り交付。

◎限度額 2億円まで

【施設整備補助金】

- ・工場等の投下固定資産税額に25/100を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）以内を交付。ただし、交付する期間は3ヶ年度限りとする。

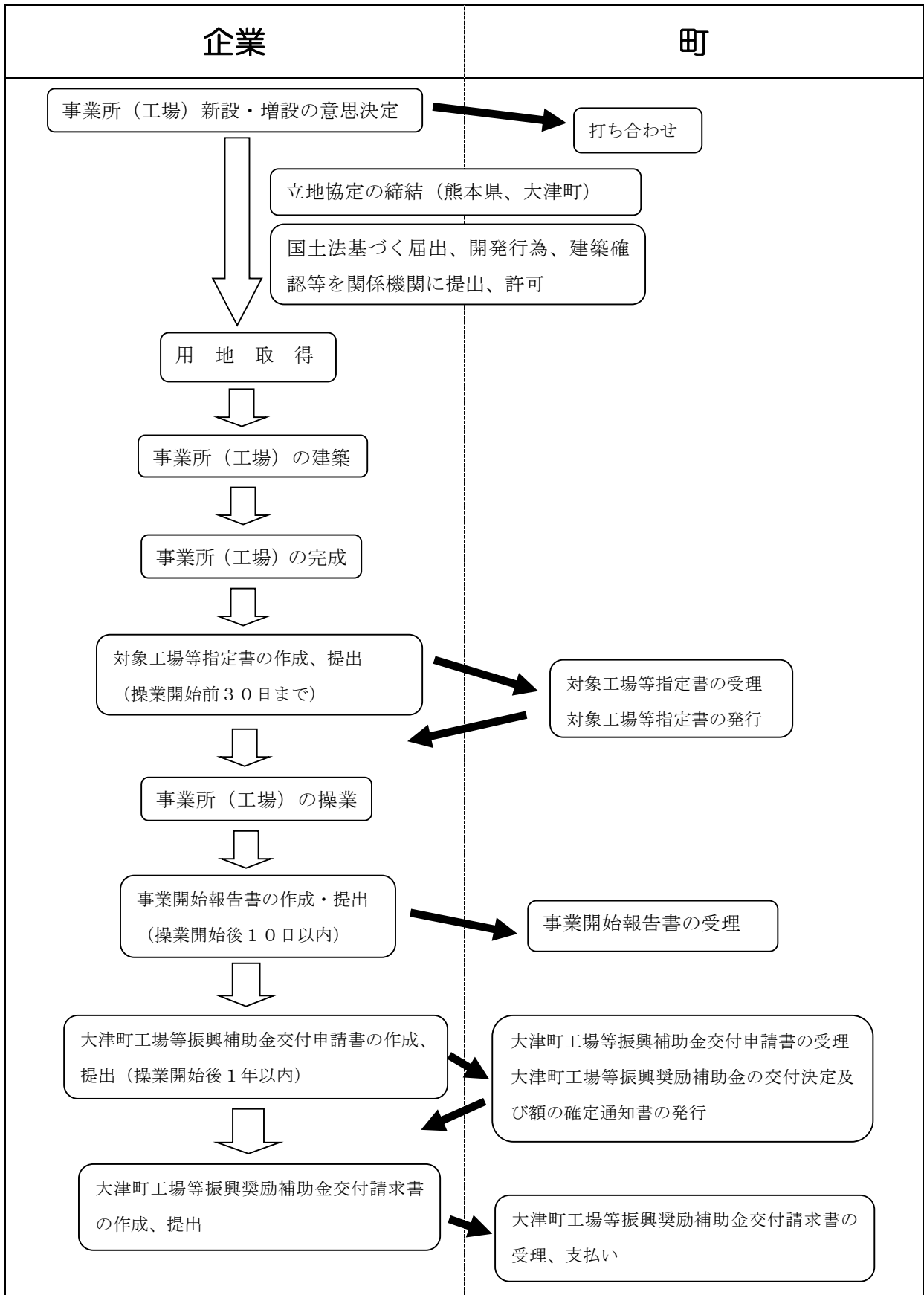
◎限度額 5千万円まで／年度

【雇用促進補助金】

- ・常時雇用される者のうち、町内に住所を有する者で、一人あたりについて、正社員について30万円、非正規社員について15万円を乗じて得た額を交付（操業後、2年以内の請求分に限る）。

◎限度額 300万円まで

# 『大津町工場等振興奨励補助金』



※立地協定を締結したから5年以内に操業が開始されること

